

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 郷右近 浩

- 1 日時  
平成27年7月6日（月曜日）  
午前10時1分開会、午後0時2分散会  
（うち休憩 午前11時32分～午前11時54分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、及川幸子委員、  
大宮惇幸委員、高橋但馬委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
菊池担当書記、引屋敷担当書記、永井併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
  - (1) 県土整備部  
蓮見県土整備部長、鈴木副部長兼県土整備企画室長、青柳道路都市担当技監、  
及川河川港湾担当技監、小原県土整備企画室企画課長、  
千葉県土整備企画室用地課長、桐野建設技術振興課総括課長、  
幸野建設技術振興課技術企画指導課長、遠藤道路建設課総括課長、  
中村道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、佐野河川課河川開発課長、  
檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、  
和村都市計画課まちづくり課長、中道下水環境課総括課長、  
勝又建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、  
千葉港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
  - (2) 企業局  
菅原企業局長、新屋次長兼経営総務室長、中屋敷技師長、  
朝岡経営総務室経営企画課長、千枝業務課総括課長、榮田業務課電気課長、  
野崎業務課発電所建設課長
- 7 一般傍聴者  
1人
- 8 会議に付した事件  
県土整備部関係

- (1) 議案第11号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第12号 主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第13号 津軽石川筋津軽石地区防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (4) 議案第14号 災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築（建築）（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (5) 議案第21号 高浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第22号 大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (7) 議案第26号 広内地区海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (8) 議案第27号 主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (9) 議案第28号 宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (10) 議案第29号 宮古港日立浜地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (11) 議案第30号 盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

## 9 議事の内容

○郷右近浩委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

この際、県土整備部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○蓮見県土整備部長 このたび一関市の県営駒下アパートの駐車場の一部区画におきまして、利用料が未徴収となっていることが判明いたしました。このような事案が発生したことは、入居者の皆様に御迷惑をおかけするとともに、住宅行政に対する県民の信頼を損ねるものであり、深くおわびを申し上げます。

それでは、この事案について御報告を申し上げます。未徴収がありましたのは、一関市萩荘字駒下地内にある県営駒下アパートで、このアパートは9棟101戸から成る団地です。利用料の未徴収がありました駐車区画は、このうちの1棟の6区画であります。料金を徴収していなかった期間は、6区画のうち5区画につきましては平成18年4月から本年5月まで、1区画につきましては入居者が本年4月に退居していることから、同じく平成18年4月から本年4月までです。駐車場の利用料金は月額1,400円で、未徴収額総額は92万2,600円となります。

事案判明の経緯でございますが、本年5月に同団地の入居者から駐車場の空き区画につ

いての問い合わせがあり、利用状況の確認を行ったところ、9棟のうち1棟の全ての住戸に対して駐車場利用許可を行わないまま区画を利用させており、駐車場利用料が未徴収となっていたことが判明したものでございます。

その原因であります、平成18年3月末に県営駒下アパートの建てかえ工事が全て完了し、団地内の古い住宅に入居されている方々の転居が行われた際に、この棟の全ての住戸で移転後の駐車場利用許可手続が行われていなかったことによるものです。駐車場利用許可手続が行われていなかった経緯につきましては、保存されている書類の確認、当時の担当者等への聞き取りなどの調査を行いました、具体の理由は特定するには至りませんでした。

駐車場を利用されていた6世帯の方々には、利用許可手続が行われていない状況にあることを説明するとともに、これまで利用料の請求を行っていなかったことをお詫びいたしました。その上で、駐車場利用許可手続をとっていただくとともに、未徴収となっていた利用料については、消滅時効が成立していない5年間の利用料の支払いをお願いしており、希望に応じて最長5年間での分納を認めることとしております。

お一人当たりの請求額は、現在も入居されている5名の方々に対しては8万2,600円、本年4月に退居された方については8万1,200円となり、請求額の合計は49万4,000円となります。

次に、他の団地の点検と再発防止策等についてでございますが、今回の事案の判明を受けて、全ての県営住宅団地において駐車場利用許可を行っていない駐車区画の現地点検を行うとともに、過去10年間に建てかえ工事等を行った団地については、棟単位で駐車場の利用許可がなされていない状況になっていないか書類確認を行いました、今回と同様の事例は発見されませんでした。

今後は再発防止策として三つの取り組みを実施いたします。1点目は、建てかえ工事等によって駐車区画の入れかえが生じる場合、従前の駐車場利用者が改めて駐車場利用申請を行ったか否かの照合を実施いたします。2点目は、全ての団地において駐車場の利用許可状況を示した表を掲示するなどにより、入居者みずから許可状況を容易に確認できるようにいたします。3点目は、定期的に団地訪問を行い、駐車状況の確認を行います。

以上でございますが、県といたしましては、これらの再発防止策を徹底し、今回のような不適切な事案が発生することのないよう取り組んでまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。申しわけございませんでした。

○郷右近浩委員長 ただいま県土整備部長から、県営駒下アパートの駐車場利用料金の一部未徴収について御報告をいただきました。この件に関しましては、質問、意見等がある場合、最後のこの際で行っていただきますようお願いいたします。

以上をもって県土整備部長からの報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 11 号建築基準法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**勝又建築住宅課総括課長** 議案（その 1）の 42 ページをお開き願います。議案第 11 号建築基準法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案説明資料の 1 ページをお開きください。初めに、1、改正の趣旨ですが、建築基準法の一部改正に伴い、建築主事に対する建築物等の仮使用に係る認定の申請について手数料の額を定めようとするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、条例第 17 条第 1 項に規定する認定申請手数料において、建築主事に対する建築物等の仮使用に係る認定の申請について手数料の額を定めるものです。

枠で囲んだ部分ですが、建築基準法第 7 条の 6 の改正により、建築物等の仮使用について、新たに建築主事が認定できることとなったことから、建築主事に対して仮使用の認定申請を行う場合の手数を定めるものです。仮使用認定制度とは、一定の用途、一定の規模以上の建築物は、全ての工事が完了したときは建築主事の完了検査を受け、建築基準関係規定に適合することを証する検査済証の交付を受けるまで建築物の使用制限を受けますが、特定行政庁、建築主事等が安全上、防火避難上支障がないと認めた場合は、検査済証の交付を受ける前においても、仮に建築物を使用することができるという制度です。事例としては、5 階建てのオフィスビルにおいて、5 階部分の工事が未完成のときは建築物として完了検査を受けることはできませんが、4 階までの部分を先に使用したい場合にこの仮使用認定を受けることとなります。

次に、3、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしています。

以上で建築基準法施行条例の一部を改正する条例の概要の説明を終わります。

○**郷右近浩委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 12 号主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由

の説明を求めます。

○**遠藤道路建設課総括課長** 議案（その1）の43ページをお開き願います。議案第12号主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の2ページをお開き願います。工事名は、主要地方道大船渡綾里三陸線（仮称）小石浜トンネル築造工事。

工事場所は、大船渡市三陸町綾里地内。

工事概要は、復興関連道路に位置づけている主要地方道大船渡綾里三陸線において、幅員が狭く、急カーブが連続する隘路区間を解消するために、トンネルを築造し改良整備しようとする工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、単価適用年月の変更及び現地精査の結果に基づき、終点側坑口部の形状の変更等をするものでございます。

契約額ですが、当初の契約額は12億3,262万5,600円、変更後の契約金額は16億5,397万320円で、当初契約に対し4億2,134万4,720円、約34.2%の増額となるものでございます。

請負者は、株式会社銭高組・豊島建設株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の平成27年9月19日から平成27年10月20日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**郷右近浩委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号津軽石川筋津軽石地区防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その1）の44ページをお開き願います。議案第13号津軽石川筋津軽石地区防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

津軽石川筋津軽石地区防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の3ページをお開き願います。工事名は、二級河川津軽石川筋津軽石地区防潮堤工事。

工事場所は、宮古市津軽石地内。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した津軽石川河口部において、防潮堤のかさ上げを行う工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、インフレスライド条項に基づき請負代金額を増額するものでございます。

契約額ですが、当初の契約金額は4億4,010万円、変更後の契約金額は6,308万4,960円、約14.3%の増額で、5億318万4,960円となり、議会の議決が必要となる5億円以上となるものでございます。

請負者は、長沢産業株式会社。

工期は、平成27年12月25日までで、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

私のほうから1点、資料の確認をさせていただきたいと思います。先ほどの議案第12号もそうでしたけれども、今回の議案第13号、契約金額の変更の表が記載されております。この記載されている金額なのですが、当初の請負率のパーセントによってこの契約金額が幾らの増になったかという形で決まるという整理でよろしいのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 ただいま3ページの議案説明資料で申し上げますと、表の2段目に当初契約の備考として請負率が0.9998と4桁の少数点の数字がございます。この数字が各変更ごとに、同じ請負率で設計金額に掛け算されて請負金額が決定されます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築（建築）（第 2 工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤菅繕課長 議案（その 1）の 45 ページをお開き願います。議案第 14 号災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築（建築）（第 2 工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築（建築）（第 2 工区）工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 4 ページをお開き願います。工事名は、災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築 2 工区（建築）工事。

工事場所は、陸前高田市高田町地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の整備を行うものであり、鉄筋コンクリート造 8 階建ての災害公営住宅 111 戸を新築するものであります。

設計変更の理由及びその内容は、インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更並びに労働者宿舎設置及び労働者確保に要する共通費の実績変更を行うものでございます。なお、5 ページに配置図及び変更内容に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は 17 億 9,496 万円、変更後の契約金額は 21 億 5,463 万 9,960 円で、当初契約に対し 3 億 5,967 万 9,960 円、20.04%の増額となるものでございます。

請負者は、大豊建設株式会社。

工期は、現在の平成 27 年 8 月 31 日までで、変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 労働者宿舎というところをもうちょっと詳しくお伺いしたいのですが、この施設は仮設なのか、また、これだけつくってこの金額が妥当な金額なのかというところをあわせてお伺いしたいと思います。

○伊藤菅繕課長 労働者宿舎の設置に関する件でございしますが、これは東日本大震災の復旧復興事業の本格化によりまして、復旧復興事業に従事する労働者の宿泊する施設が工事現場、今回ですと陸前高田市の周辺に確保できないというような状況がございまして、建築工事につきましては、平成 25 年 9 月 27 日以降の発注工事から対象としているもので、特例制度でございします。工事の規模と先ほど申しました工事箇所の近隣の宿泊施設の状況

を考慮しまして、対象とする工事を選定しているところでございます。

今回積み上げをしました共通仮設費の部分ですけれども、これは仮設の宿舎を建設する費用、それから厨房とか外構、それから給排水関係の設備、それから用地の賃借料等も対象となるものでございますし、それから入居後の労働者宿舎の維持、補修、最終的に撤去が必要になった場合はその撤去費についても対象となるものでございます。

今回変更で見込んでいるものにつきましては、まだその段階は来ておりませんが、建設費、それからこれまでの維持費等に係る費用について積み上げをして、変更を行っていくところでございます。

実際には、住田町地内に30戸2棟を建設しまして、資料のほうにも掲載いたしましたけれども、そこで60の方が、今回対象となっているのは3月末までの分でございますけれども、これにかかった費用について計上させていただいたところでございます。

○**城内愛彦委員** この仮設の労働者宿舎がどれぐらいの期間維持されるのかとあわせて、例えば今の物件に関連している工事現場が終わった後も、別途まだ継続する工事に利用される予定なのかどうか、あわせてお伺いします。

○**伊藤営繕課長** 今回の宿舎ですけれども、今後の利用については今のところまだ定まっておられません。平成26年の1月からこの工事が始まりまして、今回計上しているのは平成27年3月末までですけれども、2工区につきましては8月末までの工期になっております。その間、労働者の方で宿泊等施設がない場合はここを利用するというので、それまでの利用は検討してございます。

○**高橋但馬委員** 1回から3回までの変更の債務負担行為に係る平成25年度出来高達成期限の変更について、どういうものか教えてください。

○**伊藤営繕課長** 今回の2工区の建築工事につきましては、契約当初に中間前金払いを選択しております。かつ3カ年の債務負担行為で契約している工事なのですけれども、初年度及び次年度におきまして事業の繰り越しを行っている工事でございます。県営建設工事請負契約では、請負者が契約当初に中間前金払いを選択した場合は、部分払いを請求することができないとされているのですが、各会計年度末におきましては部分払い、いわゆる精算払いを認めているところでございます。

当初契約におきましてはその規定があるわけですが、事業を繰り越した場合の規定というのが当初契約でも規定されていないところもございまして、債務負担行為に係る契約に特則付加条件を設ける形で、年度末における精算払いが可能となるような特則を設ける変更契約が、ここに記載しております金額となったということでございます。

なお、平成25年度、平成26年度と複数回行っておりますけれども、これは予定されていた期限までに工事の出来高が足りなかった分、再度変更させていただいたところでございます。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号高浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災課総括課長 議案（その 1）の 52 ページをお開き願います。議案第 21 号高浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

高浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 6 ページをお開き願います。工事名は、高浜地区海岸災害復旧（23 災 597 号）工事。

工事場所は、宮古市高浜地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した高浜地区において防潮堤の復旧工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、生コンクリートの供給不足によりコンクリート被覆工を現場打ちからブロック二次製品に変更する必要が生じたこと、一般国道 45 号に対する影響を最小限に抑える構造に変更したこととでございます。なお、7 ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は 11 億 3,400 万円、変更後の契約金額は 14 億 1,250 万 3,500 円となり、当初契約に対し 2 億 7,850 万 3,500 円、約 24.6%の増額となるものでございます。

請負者は、樋下建設株式会社・岩井建設株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の平成 27 年 11 月 21 日から平成 28 年 2 月 12 日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 確認ですけれども、二次製品に変更するということですが、この二次製

品は県内産のものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○**檜山砂防災課総括課長** 使用する材料につきましては、基本的には県内産のものを有効的に使うということで、今回につきましても県内のものを利用しております。

○**小野寺好委員** 宮古市に生コンクリートプラントをつくったのではなかったですか。このところで足りないということは、ほかにも今後また同じような影響が出てくるのでしょうか。

○**檜山砂防災課総括課長** 詳細については把握していない部分もありますけれども、宮古地域の生コンクリートは、やはり需要が供給を上回っているということで、これにつきましては地域内での調整等を行った結果、今回の高浜地区においては、施工期間に生コンクリートの安定的な供給が困難となる見通しだったことから、この高浜地区についてはプレキャスト製品を使用するというように変更したものでございます。

○**小野寺好委員** 同じように、ほかにも影響が出てくるのかどうかは。

○**幸野技術企画指導課長** 各地区での生コンクリートの需給状況でございますけれども、先ほど砂防災課総括課長のほうから申し上げたとおり、各地域の施工確保対策連絡調整会議の中で、生コンクリートの需要及び供給について、どの程度のバランスかということをお打ち合わせしているわけでございます。その中で、不足になる分については、二次製品にかえるという形で調整はされていますので、今二次製品で取り組んでいる箇所以外については、供給と需要のバランスはとれているというところでございます。

需要と供給のバランスというのは、刻々と変わっていくことから、連絡調整会議の中で随時そのバランスについて協議し、その中で不足が見られるのであれば、さらなる二次製品の活用というものを図ってまいるといった状況でございます。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**千葉港湾課総括課長** 議案（その1）の53ページをお開き願います。議案第22号大船

渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名は、大船渡港茶屋前地区港湾災害復旧（23災124号及び149号）工事。

工事場所は、大船渡市大船渡町地内。

工事概要ですが、東日本大震災津波により約70センチメートル沈下した岸壁をかさ上げ復旧するものであります。

設計変更の理由及びその内容は、インフレスライド条項に基づく請負代金額の増額を変更するものでございます。

契約額ですが、変更契約金額は16億214万2,800円となり、前回議決をいただいた第4回変更契約金額に対し、2億9,253万960円、約22.3%の増額となるものです。

請負者は、りんかい日産建設株式会社・新光建設株式会社特定共同企業体でございます。

工期は、現在の平成27年7月31日までで、変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号広内地区海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その2）の1ページをお開き願います。議案第26号広内地区海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

広内地区海岸災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ

り、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 10 ページをお開き願います。工事名は、広内地区海岸災害復旧（23 災 632 号）ほか工事。

工事場所は、久慈市宇部町及び九戸郡野田村大字野田地内。

契約金額は 7 億 9,596 万円で、請負率は 87.68%。

請負者は、宮城建設株式会社・株式会社小山組特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は九戸郡野田村の広内地区海岸において防潮堤を整備する工事  
であります。

工期は 385 日間で、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 年間の債務負担行為で行うも  
のであります。

なお、11 ページに入札結果説明書、12 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は  
省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 久慈地方の総合的な生コンクリートの不足というのは考えられないの  
か、お伺いしたいと思います。過日、野田村にお伺いした際に、生コンクリートが不足し  
ているようで工事が進まないというお話をお伺いしてきたところですが、その辺、今後そ  
の期間を延ばすような設計変更があり得るのかもあわせてお伺いしたいと思います。

○幸野技術企画指導課長 まず、久慈地域の生コンクリートの過不足ですが、久慈地域全  
体としての生コンクリートの需要、供給のバランスにつきましては、供給が需要を上回っ  
ているということで、地域全体としては足りているという状況でございます。ただ、足り  
ているといっても、日々とか、月ごととか、波がありますので、不足する日とか、不足す  
る月というのはどうしても出てきます。その中で、業者も自分の欲しいときに生コンクリ  
ートが来ないという状況はどうしても出てきます。そういったところが、材料が不足して  
いるという声になって出てきているというように捉えております。ただ、現状としては、  
何とか足りているので、苦勞しながらというか、不自由ながらも何とか生コンクリート  
は間に合っているというような状況でございます。

○八重樫河川課総括課長 資材の需給動向によって施工が著しく困難になるというよう  
な状況があるとすれば、そういったときには請負者と協議の上で中止せざるを得ないと。  
そういった場合には、工期を延伸するということもありますし、その他、復興事業に関し  
ましてはいろいろな想定外の状況が出てくるということで、受注者との協議の上で柔軟に  
工期は考えるというような対応をしております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 27 号主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その 2）の 2 ページをお開き願います。議案第 27 号主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋（下部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋（下部工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 13 ページをお開き願います、工事名は、主要地方道一関北上線（仮称）柵の瀬橋下部工（その 5）工事。

工事場所は、一関市川辺及び舞川地内。

契約金額は 14 億 3,100 万円で、請負率は 89.33%。

請負者は、大豊建設株式会社・株式会社佐々木組特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は緊急輸送道路に指定されている主要地方道一関北上線において、車道幅員が狭く、歩道が設置されていない交通隘路を解消するため、橋梁のかけかえ整備をしようとするものでございます。今回の工事は、橋梁下部工で全 17 基のうち基礎工（ニューマチックケーソン）3 基、橋脚工（壁式橋脚）5 基の整備を行うものです。

工期は 430 日間で、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 年間の債務負担行為により行うものでございます。

なお、14 ページに入札結果説明書、15 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 この橋の全体の金額というのはどれぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 柵の瀬橋の改良、かけかえ整備工事におきまして、全体事業費としましては 40 億 7,000 万円ほどを現在予定してございます。

○城内愛彦委員 最終的に全部完成するのは、どれぐらいの期間がかかるのですか。

○**遠藤道路建設課総括課長** 事業期間といたしましては、平成 32 年度の完成を目指して現在工事を進めているところでございます。

○**小野寺好委員** 確認ですけれども、これは全く別な場所、ちょっと下流のほうにかけかえてルートを変えるということでしょうか。そうだとした場合、新橋をつくった場合に、前の橋を残す場合と壊す場合とありますが、これはどちらでしょうか。

○**遠藤道路建設課総括課長** これは、北上川の下流にかけかえをさせていただこうとするものでございます。一関遊水池との計画とあわせて、先ほど申しました橋梁隘路区間の解消として役立てようとするものです。なお、現在の橋につきましては市のほうに移管する予定としております。

失礼いたしました。旧橋に関しましては、新橋が整備された後に撤去させていただく予定でございます。大変失礼いたしました。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 28 号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**千葉港湾課総括課長** 議案（その 2）の 3 ページをお開き願います。議案第 28 号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 16 ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤原地区防潮堤その 3 工事。

工事場所は、宮古市藤原地内。

契約金額は 15 億 1,048 万 8,000 円で、請負率は 91.05%。

請負者は、樋下建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古市藤原地区において防潮堤を新設する工事であります。

工期は、平成 28 年 11 月 30 日までで、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 カ年の債務負担行為で行うものであります。

なお、17 ページに入札結果説明書、18、19 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 29 号宮古港日立浜地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。議案第 29 号宮古港日立浜地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

宮古港日立浜地区海岸防潮堤工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 20 ページをお開き願います。工事名は、宮古港日立浜地区海岸防潮堤その 2 工事。

工事場所は、宮古市日立浜地内。

契約金額は 11 億 5,057 万 8,000 円で、請負率は 91.10%。

請負者は、株式会社森本組であります。

工事概要ですが、本工事は宮古市の日立浜地区において防潮堤を新設する工事でありませぬ。

工期は、平成 29 年 3 月 15 日までで、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、21 ページに入札結果説明書、22 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 30 号盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災課総括課長 議案（その 2）の 5 ページをお開き願います。議案第 30 号盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の 23 ページをお開き願います。工事名は、二級河川盛川筋塩場地区河川災害復旧（23 災 635 号）右岸 3 工区ほか工事。

工事場所は、大船渡市赤崎町及び大船渡町地内。

契約金額は 61 億 4,066 万 4,000 円で、請負率は 89.48%です。

請負者は、株式会社竹中土木であります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した盛川堤防のかさ上げ（津波対策）及び普金地区海岸防潮堤を築造する工事であります。

工期は、平成 31 年 3 月 15 日までで、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、24 ページに入札結果説明書、25 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。



○城内愛彦委員 この工事を全部まとめて一括して出したというのはどういう理由だったのか、お伺いしたいと思います。

○檜山砂防災害課総括課長 大船渡地区において、各地でいろいろな防潮堤工事をしてありますが、この地区におきましては、この辺一帯の交通渋滞など、いろいろなことを考えた中で、一体施工で行うのが一番適しているという判断でこういった工事になっております。

○城内愛彦委員 一体は一体でいいのでしょうかけれども、区切りと言えいいか、分けをして、いろいろな方々に一緒に工事をしてもらうという考え方ではなくて、1者に出して一体でという考え方ということですか。

○檜山砂防災害課総括課長 今回に関しては、委員御指摘のとおり、出合い丁場といえますか、そういったことを加味しますと、1者のほうが施工管理等でより適切だという判断で、こういう形になっております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○工藤勝子委員 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず一つは、県が管理する道路、多分国道が多いと思いますけれども、国道のトンネル内のラジオ放送の関係です。ラジオが聞こえなくなるという、住民からの問い合わせがございまして、やはり緊急のラジオ放送が聞けないということもあるので、県内の県が管理しているトンネル内でラジオが聞けないというところはどのぐらいあるのかお聞きしたいと思いますし、これに向けて今後ラジオが聞けるようにするかどうかということもお聞きしたいと思います。

○中村道路環境課総括課長 県で管理いたしますトンネル、全体で約150本以上ございます。そのトンネルにつきまして、ラジオがその中で聞こえるかどうかという視点で整備されているかという、残念ながらそれはしておりません。一般的なところで言いますと、トンネルは当然山岳部の地形が急峻なところに設置されております。そういったところは、

ラジオの受信状態もそれほどいいところではないというのが一般的かと思います。そういったところに関しましては、トンネルがあるなしにかかわらず、ラジオのほうは受信がなかなか難しい。また、受信状態がいいところにあるトンネルにつきましては、トンネルの長さによって、短いトンネルでは聞くこともできると思いますけれども、やはり長いトンネルになりますと、聞こえにくいという状況があらうかと思います。

それで、トンネルをつくる際には、例えば非常電話とか、消火の設備とかというような非常用の設備、これを設置する際には、国のほうでも基準を定めております。委員御指摘のトンネルでラジオが聞けるかどうかといった施設、ラジオ再放送設備という名前になっておりますけれども、この設備に関しても、国のほうで設置の基準が定められております。これに関しましては、トンネルの長さ、またそのトンネルを通る車の量、交通量によって、設置するかどうかの判断をするという決まりになってございます。当然長いトンネルのところには必要になってくる、交通量が多いところにもそれが必要になってくるという形になろうかと思います。県内で今県が管理しているトンネルでは、6カ所ほどその施設を設置しているところがございます。そういった施設を設置する、しないに関しましては、この基準に基づきまして判断をしてまいりたいというふうに思います。

○**工藤勝子委員** 今回の震災を受けて、特に沿岸のほうに通じるトンネル内はできるだけ聞けるように整備を進めていただければと思います。基準があるということですので、その基準に見合うところはお願いしたいと思っております。

それから、一般国道 340 号の件なのですが、小峠トンネルは今年 27 日に貫通式の御案内をいただきました。いよいよもってトンネルに穴があいたのだなと実感しているところがあります。大峠トンネルのほうですが、3月に入札が決定しているわけですが、この辺の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○**遠藤道路建設課総括課長** 国道 340 号立丸峠の大峠工区につきまして、今委員からお話をいただきました大峠トンネル築造工事につきましては、3月に契約を締結させていただきまして、現在トンネル工事のための仮設備設置などの準備を進めさせていただいております。秋にはトンネルの掘削工事に着手したいと考えてございます。

○**工藤勝子委員** そういう話の中で、例えば平成 30 年の開通見通しの計画なのですが、間に合うのでしょうか。その辺のところをお聞きします。

○**遠藤道路建設課総括課長** トンネルの工事は、今準備させていただいているとお話ししました。トンネルの工事を進めながら、前後の改良工事等も進めまして、平成 30 年の完成に向けて現在進めておりますので、その予定に向けて頑張っていきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** それから、もう一点ですけれども、昨年世界遺産登録が決定いたしました、岩手県の橋野高炉です。多分県の土木センターが設置したと思うのですが、遠野市内から、私の地域なのですが、青笹地内から県道に入っていく、遠野一釜石間の県道がありますけれども、あの辺に、橋野高炉に行くにはここから入りますよという看板が幾つも立てられました。また、中に入ってから、ここから何キロメートルという表

示もなされました。非常に多くの方々が行かれるということで、本当に親切丁寧な看板が出てきたなと思っているところでもありますけれども、例えば大型車が通れないという表示もその中にあります。結局観光客の人たちが大型バスで入るには、ここの道路はだめですよという表示なのだろうなと思っておりました。

遠野はどこの市町村に抜けるにも必ず峠を通らないと行けない、そういう盆地の地域で、釜石に行く道路にはトンネルが二つ出ております。そして、そこに笛吹峠という非常に難所の道路がありますし、車1台しか通れない、そういう区間もあります。大分改良されてきたと思うのですが、この間橋野の方にお聞きしましたら、今まではこういう登録がないときは、年間で6,000人ぐらいしかお客さんが来なかったという話ですけれども、こういうイコモスが登録に当たると評価をいただいた途端に、土日に1,000台ぐらいの車、1,000人ぐらいの人たちが訪れるようになったと。まして、登録が決定されたということになれば、かなり交通量がふえてくるのではないかと考えております。

皆さんも通ってわかる道路でありますけれども、釜石市を迂回して行くか、遠野市から橋野に行くかでは、かなり距離が違うわけでありまして。せめて、片側1車線を2車線になるぐらいの改良ができないものだろうか。世界遺産を受けて、どう考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**○遠藤道路建設課総括課長** 今委員からお話しいただきました主要地方道釜石遠野線笛吹峠でございます。現在遠野市側の国道283号から橋野地内にある橋野鉄鉱山高炉跡にアクセスする部分でございますけれども、全体の延長、高炉跡の入り口まで15キロメートルほどございますが、そのうち6.1キロメートルほどが未改良となっております。大変地形が厳しいと、委員からも御指摘いただいたとおり、抜本的な改良というのはなかなか難しい状況ではございます。

ただ、今お話しいただきましたように世界遺産へ登録、昨晚決定という形になりました。路線の交通量は増大するということが見込まれております。局部的な拡幅、あるいはカーブの緩和、解消、待避所の設置など、現地の状況を踏まえながら実施可能な対策を検討してまいりたいと考えております。

**○工藤勝子委員** そういう中で、今後調査してみただけであればいいのかなと思っておりますし、ぜひ必要な道路ではないかなと思っております。私はあそこはトンネルとは申しませんが、ああいう道路は非常に景観のいいところでもありますし、遠野三山を右側に眺めながら行ける道路でもありますので、せめて待避所を多くするか、改良できるところは道幅を広げてもらうとか、そういうので調査をしていただきたいと思います。その件についてお伺いします。

**○遠藤道路建設課総括課長** 先ほど申し上げました局部的な部分の拡幅、カーブの解消等、調査を進めてまいりたいと考えております。

**○及川幸子委員** 蓮見部長の斜め後ろにいらっしゃる小原企画課長、長年お世話になっておりますけれども、女性の課長がこうして同室にいるということ、本当に好ましく思います。

私からは、きょうの案件、県土整備部は11件ですか、請負契約の変更と、それから請負契約の締結ということでお伺いしてきましたが、その中で心配なのは、変更契約です。私たちの任期もあと2カ月です。ちょうどきょうから2カ月後に選挙が行われて、ここに来られるかどうか、私たちも厳しい選挙戦を戦ってくるわけですけれども、その2カ月の間にこういう案件はないのかどうかということをお聞きしたいのですが、おくれが生じてはだめだと思います。契約変更の案件があるか、2カ月の間に何か事が生じて変更があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○及川河川港湾担当技監 我々は、当初契約の発注案件だったり、変更契約案件だったり、基本的には議会の開催の時期に合わせて、そこに提案できるように考えてございますので、次の9月議会までは、途中でそういう案件は出る予定はないということになります。

○及川幸子委員 そういうふうに望むものですが、8月の閉会中の常任委員会もないということですので、あと私どもが会えるのは多分きょうだけだと思っておりますので、なるべく契約変更の案件におくれが生じないように努力していただきたいと思います。

○高橋但馬委員 去る6月9日に岩手県空港利用促進協議会の総会が行われましたけれども、その中で路線別旅客利用率ということで、国内線の数値が出ております。この表のグラフを見ていると、全体的に大阪、札幌、名古屋、福岡もそうなのですが、12月、1月、2月に関して利用客が低下しているのですけれども、その原因をどのように考えているのか、教えてください。

○箱石空港課総括課長 月別の利用状況についての質問でございますが、特に空港だけに限ってこの時期が利用客が下がるというわけではございませんで、観光全般が季節的に、いわゆるこの12月、1月、2月が閑散期ということで、そういった影響もあって空港の利用率も大きく下がっているというふうに考えてございます。

○高橋但馬委員 国内定期便等の利用促進事業ということで予算もついていると思うのですけれども、そこで、ここが低下するというのは、もちろん観光自体が低下するときなのですけれども、それに対して、対策としてどのようなことを行っているのでしょうか。

○箱石空港課総括課長 冬期間の利用促進の対策についてでございますけれども、昨年度は、商工労働観光部のほうで所管しておりますが、いわて観光キャンペーン推進協議会が中心となりまして、冬期観光キャンペーンを展開して、岩手の旅というものの観光PRに取り組んでいるところでございます。また、空港課といたしましても、航空路線のPRに努めているほか、旅行会社に対する旅行商品造成支援などに取り組んでございます。これまでの利用促進の取り組みの結果、昨年度、名古屋線が通年で3便化ということになりまして、利用率もおかげさまで年間を通して70%を超えているという状況になってございます。こうした取り組みを継続して、冬期間の売り込みにも力を入れていきたいと考えてございます。

○高橋但馬委員 いずれ冬期間というのは、スキーなど、そちらのほうでも観光資源があると思いますので、空港課としても商工労働観光部とも連携をとって、しっかりとアピー

ルしていただきたいと思います。

○**小野寺好委員** 盛岡駅周辺の県道の改良工事なのですけれども、ちょっとじれったいなと思う場所が二つあるのです。一つは杜の大橋のところ。あれは全部発注してあるものかどうか。あと、材木町の南側。できそうでなかなかできない。国体の時期を考えて整備していく予定なのか、いや、そんなの関係ないよ、うちのペースでやっていくよということなのか、その辺今後の予定を聞きたいと思います。

○**千葉都市計画課総括課長** 杜の大橋の工事の箇所でございますけれども、特に公園側のほうの工事の部分を今やっております。

材木町の南側といいますか、旭橋の部分、あそこは現在街路で事業をやっております、土地の関係で現在収用裁決を進めております。それが終わりましたら電線地中化等を行った後、完成という方向になってございます。

○**小野寺好委員** 橋梁の下部工事をやっているのはわかるのですけれども、いつころできるのですか。ちょっと見通しを聞きたかったということです。

○**千葉都市計画課総括課長** 全体に関しまして、いずれ予算の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○**小野寺好委員** では、発注もしていないということですね。全部の改良をするために。

○**千葉都市計画課総括課長** 全体についてはまだ発注しておりません。今後予算の状況を見ながら、残る2車線の橋梁の部分の工事やと思うのですが、いずれ大規模な工事にありますので、かなりの予算を必要とするということで、予算の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○**小野寺好委員** 要するにわからないということですね。

○**千葉都市計画課総括課長** 要するにそういうことになると。なかなかこの時点ではお答えできない状況になってございます。

○**郷右近浩委員長** よろしくないでしょうけれども、よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

なお、当県土整備委員会は、本日が任期最後の開催となりますが、県土整備部の皆様には、終始誠実な御対応により委員会の円滑な運営に御協力いただきましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

また、この2年間、私ども県土整備委員会といたしましても、県土整備部の皆様方が本当に真摯に、そして一日も早く震災からの復興をなし遂げたい、そうした思いでさまざまな請負の、まずは見切りと言っては語弊がありますけれども、とにかく工事を出すのだと、そして請け負ってもらうのだ、その結果がきょうもまた変更請負契約というような形にながっていると。そうした思いで、本当に皆様方が前に向かって突き進んできたというこ

とを一番よく見てきた者というふうに思っております。ぜひとも皆様方のお力を、今後さらにまた県政の発展のため、そして震災からの一日も早い復興のためにお力をいただければなと思います。

私ども委員もこれで、改選ということであります。ぜひともみんなで戻ってきて、また震災からの復興、そして県政発展のために頑張っていきたいというふうに思っておりますので、皆様方のさらなる御活躍を御期待申し上げて、これで本日の県土整備委員会を閉じさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、県土整備部の皆様方は退席されて結構でございます。どうも御苦労さまでした。

この際、企業局から築川ダム建設事業への発電参加について発言を求められております。本日は企業局関係の議案等の審査はございませんので、企業局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、これより関係職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、企業局の職員の方、御入室をお願いいたします。

それでは、企業局から築川ダム建設事業への発電参加について発言を求められておりますので、これを許します。

○野崎業務課発電所建設課長 それでは、御説明申し上げます。

築川ダム建設事業への発電参加につきましては、先月 15 日の議案等説明会の際に概略を御説明させていただきましたが、改めてお手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

初めに、1の趣旨でございますが、築川ダム建設事業につきましては、企業局では売電の見通しが立たなかったことによりまして発電参加を断念しておりましたが、東日本大震災津波以降の再生可能エネルギー導入等の環境変化を受け、再検討した結果、その見通しが立ったことから、このたび発電参加することとしたものであります。

次に、2の経緯でございますが、企業局では平成 5 年 3 月に築川ダム建設事業に関する基本協定を締結して発電計画を進めてきたところでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、売電の見通しが立たなかったことから、平成 15 年 9 月にダム事業から発電事業の撤退を表明し、平成 19 年 3 月に基本協定を解約しております。東日本大震災津波以降、再生可能エネルギーの導入に対する機運の高まりとともに、固定価格買取制度が創設されたことを踏まえ、再検討を開始し、平成 24 年度に概略設計を行い、経済性にすぐれた有望な資源であることを確認しております。そこで、平成 25 年度から基本設計や関係機関との事前協議等を進め、事業化の見通しが立ったことから、先般発電参加を表明するに至ったものでございます。なお、固定価格買取制度に係る設備認定につきましては、本年 6 月に経済産業大臣から認定する旨の通知を受けております。

次に、2ページをお開き願います。3の発電所建設計画でございますが、計画位置は盛岡市の川目地区に建設を進めている築川ダムの右岸直下であり、最大で毎秒4.8立方メートルを取水して発電するものであります。最大出力は1,900キロワット、売電電力量は年間約1,100万キロワットアワー、売電単価は1キロワットアワー当たり24円を見込んでおります。発電所の建設事業費は約17億円を見込んでおり、全額自己資金を充てる計画としております。事業の採算性につきましては、基本設計によりますと、運転開始から9年で開発に要した資金を回収することができ、買い取り期間が終了する20年後には累積で約22億円の黒字となると見込んでおります。

次に、4の事業効果でございますが、供給電力量は売電電力量と同様であり、これは一般家庭で約3,300世帯分の消費電力量に相当いたします。また、再生可能エネルギーによる電力自給率につきましては、平成22年度比で約0.1ポイントの増加であり、これにより削減される二酸化炭素の量は年間で約4,800トンとなっております。なお、東日本大震災津波以降に企業局が開発し、及び計画している五つの発電所を合計しますと、電力の自給率につきましては約0.8ポイントの増加となります。

次に、5の事業スケジュールでございますが、今年度は発電所の実施設計を行うとともに、年内には築川ダム周辺の住民の皆様への説明や東北電力との系統接続契約の締結、ダム建設事業に関する基本協定の締結などを進めてまいります。また、来年2月の定例会には、築川発電所を追加する等の所要の整備を目的としました電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正条例案を提案し、平成28年度から発電所建設工事に着手し、平成33年度から発電所の運転を開始する予定としております。

次に、3ページをお開き願います。発電所の概要につきましては、模式図で御説明いたしております。模式図の左側の灰色の部分ダムの堤体となっておりまして、右側の赤色の枠の部分が発電所になります。位置的にはダムの右岸直下に設置することになります。通常は緑色の取水口から水を取水し、緑色の利水放流管から赤い色の水圧管路を経まして発電し、放水口から河川に放流いたします。点検等による発電停止のときは、緑色の利水放流管から青色の管を経由し、ダム利水放流口から放流され、また緊急放流の場合には、緑色の点線で示すダムの底部にあります底部取水ゲートを使用することもございます。

3ページの裏、4ページに、資料2として築川ダム流域概要図を示しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの報告に対し、何かありますか。

○城内愛彦委員 この発電計画については、本当によかったなというところでもあります。そこで、質問なのですけれども、発電から送電線へのつなぎ、それに対するかかる費用はどれぐらい、多分すぐそば、上を通っているはずなのですが、どれぐらいかかるのか、その辺をまず1点お伺いします。

○野崎業務課発電所建設課長 ただいまの御質問でございますが、まず送電線の設備費用

でございますが、こちらはまだ東北電力のほうから金額示されておられませんので、これは運転開始するのが平成 33 年度でございますから、それに近い段階でないと、まだはっきりしないということでございます。

○城内愛彦委員 平成 33 年とはいってもすぐ来るわけですけれども、ざっくりでもその費用の割合、現時点の負担割合というのはわかっているわけですから、その辺のざっくりしたつかみというのはわからないものでしょうか。それも含めて事業費に算定されているのか、お伺いします。

○野崎業務課発電所建設課長 ただいまの御質問ですが、送電線の費用につきましては、先ほども申し上げましたけれども、東北電力のほうでも現在ダムのトンネル工事のために送電線の共架もしております、それらの費用。それから、今後ほかに、あるいは太陽光とかそういった接続がなされるかもしれません。そうなりますと、最終的にどれだけの送電線の容量が必要になるかということについては、現時点では東北電力のほうでも計算できておりませんので、はっきりするまでにはまだしばらく時間がかかるとおられます。

○及川幸子委員 契約が解除されたということで、それが 4 年前ですか。そのときから今日まで、平成 27 年のことしの秋に住民説明をするということですが、津付ダムにも行ってきたのですが、いまだにやってくれという住民が多いわけです。築川ダムの場合、関係する住民の方々はどのくらいなのでしょう。

それで、この期間で、秋までに間に合うのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○野崎業務課発電所建設課長 ただいまの御質問でございますが、まず住民の方々の説明する人数でございますが、そのところについてはまだ現時点で把握してはございません。これから河川課、築川ダム建設事務所、それから盛岡市と協議して、住民説明会の実現に向けて、これから具体の協議をしまいにありますが、そのところはまだはっきりつかんではございません。

それから住民の方々に、秋ぐらいまでに説明するというので、スケジュール的に問題はないのかということでございますが、まず仮排水路トンネルの工事が近々予定されているということを聞いております。そういった工事の進捗状況を見ていただきながら、住民の方々に発電所として参加する意義、それから目的といったことを住民の方々にお伝えしていきたいと思っております。スケジュール的には 9 月ぐらいを考えてございますけれども、具体のスケジュールにつきましては、関係機関の方々と詰めてまいりたいと思っております。

○及川幸子委員 今の説明ですけれども、平成 19 年に契約解除していますよね。そのときにも住民説明はあったのではないですか。そのときにどういう方々に説明なさってきたのですか。

○千枝業務課総括課長 前回解約したときは、今手元に資料がないので正確なところちょっとわかりませんが、恐らく住民の皆さんへの説明というのはやっていなかったと



思います。後で調べまして、正確なお答えをしたいと思います。

○及川幸子委員 これは大変なことだと思うのです。やる、やらないは当局の判断によるものだと思うのですが、住民の方々も、こういう大きな工事をやっていただいて、そのままやるものだと思っているところに、解約ですよ。そのことも説明全然なかったということが今発覚したのですが、それはまずいことだと思います。どうでしょうか。

○千枝業務課総括課長 企業局単独ではやっていないという意味で申し上げました。ただ、ちょっとその辺は、実際住民の皆様に御説明していなかったかどうかということは調べないとわかりませんが、万が一、そういう委員御指摘のとおりだとすれば、今さらではございますが、反省すべきことがあったかというように思っております。

○及川幸子委員 私ども、きょうで任期が終わります。任期というか、委員会は閉じるわけですけれども、大変な問題だと思うので、局長、どうぞこの件は、やめたというときに説明したのか、それから、また始めますよというときにも説明するのか。住民の方々の思いというのは相当だと思うので、その辺のところどうなのか。最後にお聞きしたいと思います。

○郷右近浩委員長 今及川幸子委員のほうからお話あった件ですけれども、及川幸子委員は、そうした経緯について問題視されているということでありますので、その確認はすぐとれないものなのではないでしょうか。といいますのも、これは任期最後の委員会ということで、この後に委員会を開くというわけにもいかないの、多少の休憩をとるにしても、その確認をとっていただいたほうがすっきりしてよろしいのではないかと思います。その点も含めて局長のほうから説明してください。

○菅原企業局長 ただいま御質問のありました地元住民への説明の件でございますが、申しわけございません、ちょっと確認しておりませんでした。考えられますのは、発電所単体での説明というのはちょっと考えられませんので、ダムと一体となって説明している可能性もございます。実際に解約したのは平成18年度、平成19年3月でございますが、その前に、平成17年度、大規模事業評価を行っております。その中でパブコメというのをやっておりますので、その際に住民の皆様も含めて御意見を伺うということはやっているというように承知しております。

いずれこの発電もそうでございますけれども、住民の方々と解約する場合も、それから発電参加する場合も、丁寧に説明していくことが重要だと思っておりますので、そういった姿勢で今後取り組んでいきたいと思っております。

○郷右近浩委員長 今の答弁でよろしいですか。

○及川幸子委員 ですから、どうだったかということなのですが。

○郷右近浩委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○郷右近浩委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほど及川幸子委員から質疑がされましたが、それに対する答弁を求めます。

○千枝業務課総括課長 準備不足で時間をおかけまして済みませんでした。説明会はやってございます。築川ダムの流域住民の皆様への説明会ということで、平成17年に都合6回開催しておりまして、中野地区とか根田茂地区とか場所を変えて、6回開催しておりまして、かんがいと発電の撤退、あとは水道の取水路の変更、こういったことに関して、計画変更ということで県土整備部主催で6回実施してございます。このほか、盛岡東圏の河川整備計画公聴会ということで、盛岡周辺の一般の皆様を対象にした説明会を平成18年2月に2回開催しています。盛岡市と矢巾町で開催しておりまして、これらの説明会において企業局の撤退に関する意見というのは特にございませんでした。

○小野寺好委員 売電単価 24 円で、従来の3倍くらいかなと思って見てました。これはここだけなのでしょうか、それとも固定価格買取制度で、企業局のあちこちの整備箇所は全部こういった単価になっているのでしょうか。

○千枝業務課総括課長 固定価格買取制度の対象としておりますのは、既に運転開始しております胆沢第三発電所、相去太陽光発電所ということで、これを含めて三つということになっております。

胆沢第三発電所につきましては、国の補助金が入っておりますので、その分相当減額されております。単価的には22円ということでございます。水力発電につきましては、一般的には24円、国の補助とかなければ、どの事業者も現在は24円ということでございます。

あと、失礼しました。稲庭風力発電所も固定価格買取制度で風力発電の単価が適用になっておりまして、これはやはり補助金が入っておりまして、18円29銭という単価になってございます。

○小野寺好委員 要するに制度創設以降の新しい部分だけなのですね。先ほどの話で、平成33年スタートだよということでしたが、それまでにさらに低くなるという、そういうおそれはないですか。

○千枝業務課総括課長 太陽光発電につきましては、制度創設以来、当初は40円というのが今現在は27円というふうに漸次下がっております。それは、膨大な応募者がいらっしゃいまして、そういったことで設置後市場価格も安くなっているということで、経済産業省が漸次安くしてきております。それに比べまして、風力と水力についてはまだまだ導入量が少ないということで、当初の設定価格、風力は22円、水力は24円ということで変わってございません。ですから、当面水力、風力については当初の価格で推移するのではないかと思います。

○小野寺好委員 念のため、この24円で、契約というか、文書を取り交わしているかどうかお聞きしたいと思います。

○千枝業務課総括課長 築川ダムについてはまだこれから、一応国の設備認定というのを受けたので、あとは東北電力と接続の契約を結ぶと。今年度中にやれるはずですが、その段階で決定されるということで、恐らく今年度中であれば24円ということではほぼ確定

できるのではないかと考えております。

○郷右近浩委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。

当県土整備委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際、一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

まずもって、企業局の皆様には、本日も含め終始誠実な御対応により委員会の円滑な運営に御協力いただきましたことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

また、委員各位におかれましては、去る平成25年10月に委員9名で構成され、以来これまでの2年間にわたり、県土整備部及び企業局の所管事項につきまして、終始熱心に御審査、御討議をいただきましたことに対し、心から敬意を表する次第であります。

当委員会といたしましては、これら質疑、提言、要望等を通じまして、東日本大震災津波からの復興、さらには県政の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところであります。

また、委員会の運営に当たりましては、佐々木茂光副委員長を初め、委員各位及び執行部各位の御協力、御支援によりまして、委員長の職責を果たすことができましたことに対し深く感謝を申し上げます。

終わりに、今任期をもって御勇退されるやに伺っております大宮惇幸委員におかれましては、県議会議員として、県議会副議長として、県政発展に多大なる御尽力をされてまいりましたこと、その御労苦に深甚なる敬意と謝意を表するものであります。

また、各位におかれましては、今後とも東日本大震災津波からの復興、そしてさらなる県政発展のために御活躍されることを心より御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○大宮惇幸委員 今、郷右近委員長からお話をいただきましたが、今任期をもって、私、勇退することは既にマスコミで報道しておりますけれども、大変皆様方にはお世話になりました。一言御礼を申し上げて挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○郷右近浩委員長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。